

○産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第1条 この規約は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約第7条第2項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会(以下「協議会」という。)に置く運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業(以下「事業」という。)全体の行動計画並びに各取組の進捗及び目標達成度の確認に関する事。
- (2) 事業全体の課題及び対応策に関する事。
- (3) 事業全体の次期計画の承認等に関する事。
- (4) その他委員会運営に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関の理事(大学改革担当)
- (2) タスクフォースの座長
- (3) 共同実施機関における担当責任者
- (4) その他議長が必要と認める者

2 委員会の下に、次に掲げる取組の実施を推進するとともに、関係機関との協働体制を確保するため、取組ごとにタスクフォース(以下「TF」という。)を置く。

- (1) ダイバーシティ研究環境整備強化
- (2) 女性研究者の研究力向上とリーダー育成
- (3) 女性研究者の積極採用と上位職登用
- (4) ダイバーシティ研究環境実現モデル開発

3 TFに関し必要な事項は、別に定める。

(議長)

第4条 委員会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員のうちから議長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員が事故等のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。